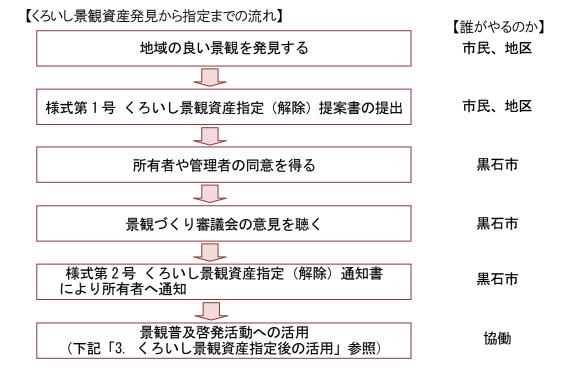
■くろいし景観資産指定までの流れと指定後について



2. くろいし景観資産の選び方

- (1) 学術上特に価値の高い建造物は、文化財保護法や、県や市の文化財保護条例により文化財として保全の措置が講じられているものは景観づくり審議会の意見を聞きながら指定します。
- (2) 所有者の同意が得られたもの。
- (3) 学術的に価値の高い物に限らず、景観上の特徴を有する物、地域のシンボルとなる物を広く指定します。
- (4) 道路その他の公共の場所から、誰もが容易に見ることができるもの。

◆建造物

- ①地域の象徴的な存在で地域の景観を特徴づけているもの。
- ②歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有しているもの。
- ③市民に親しまれ、愛され、誇りとなっているもの。

◆樹 木

- ①地域の景観上の象徴的な存在であるもの。
- ②地域の自然、歴史、文化等からみて、樹木が景観上の特徴を有しているもの。
- ③市民に親しまれ、愛され、誇りとなっているもの。

3. くろいし景観資産指定後の活用

- (1) 景観資産マップを作製し、観光パンフレットや学校の学習教材として活用する。
- (2) 景観資産指定証の交付、標識を設置する。
- (3) まち歩きルートの策定により、景観資産をつなげる。
- (4)景観活動を行う団体や市民相互の情報交換や交流の場を設ける。
- (5) 景観重要建造物又は景観重要樹木への指定。